

令和6年第6回東串良町農業委員会
会議録

日時：令和6年6月25日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和6年第6回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和6年6月25日						
招集場所	東串良町役場委員会室（3階）						
開催の日時 及び宣言	開会	令和6年6月25日 午前10時00分				議長	大村 教男
	閉会	令和6年6月25日 午前10時58分				議長	大村 教男
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	
出席数8名 欠席数名	○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
	○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
	○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員	○		有留 幸路	○		松元 友信	
	○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
	○		福岡 みどり	×	欠席	松留 和江	
	○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会議録署名委員	2番	松留 立美		3番	稲村 照隆		
出席した事務局職員	局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅		
会議に 付した 事項	日程第1	議案第37号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について				
	日程第2	議案第38号	農用地利用集積等促進計画案の意見について				
	日程第3	議案第39号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	日程第4	議案第40号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について				
	日程第5	議案第41号	農地のあっせん委員の選任について				

開会 午前10時00分

議長

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

松留和江委員から欠席届が参っております。

出席者 15 名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 6 年第 6 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に 2 番松留立美委員と 3 番稲村委員をお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 1 件 6 筆ありました。

つきましては総会資料の最後の方に添付してありますので後でお目通しをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いいたします。

それでは、日程第 1 議案第 37 号農業系経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が 4 件、賃借権が 18 件、使用賃借権が 1 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、資料 1 ページ、所有権の 19 番については、譲受人が私になっています。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって委員は自己または同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することができないとなっておりますので、私は質疑の間退席し、議事進行同規則第 35 条により木佐貫副会長に交代していただきたいと思っております。

それでは木佐貫副会長さんをお願いいたします。

木佐貫副会長

それでは大村会長に代わりまして

議事を進行させていただきます。

それでは事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

所有権の 19 番、譲り渡し人は鹿屋市の〇〇さん譲受人は、〇〇の大村教男さん

申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます以上で説明を終わらせていただきます。

木佐貫副会長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

なし。

木佐貫副会長

質疑なしということで質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議はありませんか？

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑が終了したので、大村議長の入室を認め、議事進行をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、引き続き事務局の説明をお願いしたいところではありますが、資料 3 ページの賃借権の 66 番については貸人が〇〇委員となっており、また資料 6 から 9 ページの賃借権 72 番、74 番、76 番、77 番につきましては、借り人が〇〇委員が取締役を務めている株式会社〇〇となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

それではまず、賃借権の 66 番について質疑を行いたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条により〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 3 ページをご覧ください。賃借権の 66 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

なし

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑は終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは続いて、賃借権の 72 番 74 番、76 番、77 番についての質疑を行いたいと思います。

東申良町農業委員会会議規則第 25 条により〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 6 ページをご覧ください。

賃借権の 72 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。なお農地には登記名義人が〇〇さん他 3 名の共有名義の農地が含まれており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 74 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん

申請地は起案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に 76 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 77 番、貸人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地には登記名義人が、〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑は終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは、引き続き、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料1ページをお開きください。

所有元の18番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

所有権の19番につきましては先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。

次に20番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は、新川西の〇〇さん、

申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に、21番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

なお、農地の購入額が90万円と高額になっておりますが、これは申請地から将来的に砂を取る可能性があるため、譲受人と譲り渡し人との交渉の結果、この金額に決定したとのことです。

資料3ページをお開きください。

賃借権の65番貸人は大崎町の〇〇さん、

借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規20年の利用権設定でございます。

なお農地には、登記名義人が〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、66番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料4ページをお開きください。

次に、67番貸人は、岩弘の〇〇夫さん

借り人は、岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規5年の利用権設定でございます。

次に68番貸人は岩弘の〇〇さん、借り人は岩弘の〇〇さん

申請地は、議案書に記載されている通り、新規5年の利用権設定でございます。

資料5ページをお開きください。

次に69番、貸人は岩弘の〇〇さん、借り人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規10年の利用権設定でございます。

なお、農地には登記名義人が〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 70 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は川西の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 6 ページをお開きください。

次に 71 番、貸人は東京都の〇〇さん、借り人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に、72 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料 7 ページをお開きください。

次に、73 番貸人は肝付町の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地には登記名義人が〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため、相続人の過半数の同意を得ての賃借となります。

次に、74 番につきましては先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 8 ページをお開きください。

次に 75 番貸人は始良市の〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り更新 5 年の利要件設定でございます。

なお農地には、〇〇さん他 2 名の共有名義の農地が含まれており、権利者の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、76 番につきましては先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 9 ページをお開きください。

77 番につきましては先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 78 番、貸人は川東の〇〇さん、借り人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地には登記名義人が〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地の為、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 10 ページ大きなポイントください。

次に 79 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借り人は川東の〇〇さん。申請地は議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 80 番、貸人は東京都の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。

資料 11 ページをお開きください。

次に 81 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 82 番端には川東の〇〇さん、借り人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地には登記名義人が〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料資料 12 ページをお開きください。

使用貸借権の 83 番、貸人は新川西の〇〇さん、借り人は新川西の〇〇さん、申請地は

議案書に記載されている通り、新規5年の利用権の設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の母の同意を得ての賃借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい

議長

どうぞ

木佐貫委員

水利費に関してですが、ほとんど水利費をどっちが払うのか書いてない事が多いんですけど、これは特に聞かなくてもいいのですか。

事務局（出水）

すいません、今の質問にお答えします。

申請の中で水利費は農地の貸し手が支払う場合のみ、記載がしてあります。ですから記載がない場合は水利費を借りる側が支払っていると考えて思っただけならば貸してる側が支払っている場合の記載しますので、基本的には、耕作人が水利費を支払ってますのでよろしいでしょうか？

よろしいですか。

議長

他にないですか。

委員

なし。

議長

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第37号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案通り

承認することに決しました。

次に、日程第2議案第38号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といた

します。

今回の農用地利用集積等促進計画案について賃借権があります。

賃借権が1件あります。

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。

資料の13ページをご覧ください。

賃借権の1番、借り人は川東の〇〇さん、貸人は〇〇さん、

申請地は議案書に記載のある通りで、更新10年の利用権の設定となっております。

以上で説明を終わります。

松留立美委員

ちょっと待ってよ。

報告は10年になっているけど、5年更新で申請を上げたと思いますが。

議長

事務局はどうですか。

松留立美委員

結局、〇〇さんが亡くなって、〇〇さんが、栽培してるんだけども実質は〇〇さんがしてない。できない。〇〇くんが、全部耕作している。何度も話しをしてるんだけど、〇〇君と話をして、5年はしてみようかなということだった。

議長

そしたら5年に変えればいいですか。

事務局（出水）

よろしいでしょうか？すいません、今こちらの自分の手元にある、農地課からの農用地利用集積促進計画案の方にもですね、更新期間が10年となっておりますので、また確認をして、報告させていただきます。

鶴丸委員

本人が5年と言ったんでしょう。5年に変えなくちゃいけない。

松留立美委員

結局は今説明した通り、

旦那さんがしていたので、〇〇くんが5年は耕作してみようかということ。

吉ヶ崎委員

確認をして10年でいいですよという事であれば、それでいいと思います。

事務局（出水）

よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。
本案は、原案通り承認することに、異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。
よって日程第2議案38号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案通り承認することに決しました。
次に、日程第3議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
今回申請がなされたのは、所有権移転3件、賃借権設定が1件あります。
それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、資料14ページをお開きください。
所有権移転の21番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、
譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。
次に、22番、譲り渡人は大阪府の〇〇さん、譲受人は、川西の〇〇、
申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。
資料15ページをお開きください。
次に23番、譲り渡し人は新川西の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、
申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権移転でございます。
資料16ページをご覧ください。
賃借権設定の24番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借り人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規10年の利用権設定でございます。
以上でございます。

議長

ありがとうございました。
それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

吉ヶ崎委員

はい。

議長

吉ヶ崎委員、どうぞ。

吉ヶ崎委員

16 ページの借り人が〇〇さんの地代というのはハウスか何かがかかっている場所ですか。確認です。

村吉委員

これは、鹿屋に勤めていた人が地元に戻ってきて、そこで新規でハウス園芸をしよう

吉ヶ崎委員

それで地代が。

村吉委員

今現在、ハウスの建設中です。

吉ヶ崎委員

はい、わかりました。

議長

他にありませんか。

櫻木委員

すいません。

議長

櫻木委員どうぞ。

櫻木委員

15 ページの 23 号ですが〇〇さんの分は、耕作作物は何になってるんですか。

事務局（中村）

すいません、お答えします。申請の方がですね、作付け目標というのは甘藷となっております。すいません、お願いします。

櫻木委員

砂取業者が購入して、砂を取った後が、耕作放棄地にならなければいいけど。

松留立美委員

結局、今、砂取業者の土地購入の事案が増えている状況ですが、櫻木委員が言うように、本当は何を作るんだらうと、現地報告もあるけれど、一応、計画はされているものだから。

議長

他にありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することにありますか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、日程第3議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について原案通り承認することに決しました。

次に、日程第4議案第40号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回は所有権移転が1件、賃借権設定が4件ございます。

事務局（出水）

それでは資料17ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員によりしくお願いいたします。

稲村委員

それでは報告させていただきます。

令和6年6月17日月曜日、転用に係る現地調査を私と有留推進委員、事務局2名の計4名で行いました。なお、関係者として、〇〇さん、〇〇さんが出席されました。今回の申請は、一般住宅および車庫を建設することを目的としており、申請地の農地区分は、周囲の農地の広がりから第1種農地に相当するものと思われま。

第1種農地は原則として転用は許可されませんが、今回は申請地の周辺に3戸

以上の住宅が広がっており、不許可の例外である「集落接続」に該当するものと思われる。

費用について自己資金及び融資により賄う予定であるとのこと。

転用面積は面積 545 m²となっており、一般住宅を建設する際の転用基準である 500 m²を超過しておりますが、これは申請地の道路沿いの一部で営農が行われている関係で、住宅の敷地と道路が接するための通路を住宅とは別に設置しなければならない事情があるため、やむを得ないものと思われる。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われる。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り終了承認することに異議ありませんか。

吉ヶ崎委員

ちょっとよろしいですか。

議長

はい。どうぞ。

吉ヶ崎委員

東西南北がわからないんですがどっちが

南か北かを教えてもらえれば。

鶴丸委員

長いハウスが南。

事務局（出水）

すみませんよろしいでしょうか。吉ヶ崎委員の質問ですが、これはもうそのまま申請地の上の方が北となっております。

議長

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

本案は原案通り承認することに決しました。

次に資料 18 ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査を行っておりますので、その報告を杉木委員よろしくお願いいたします。

杉木委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 6 月 17 日月曜日、転用に係る現地調査を私と松留立美委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお、関係者として、〇〇さん、貸人である〇〇さんの代理人として〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、令和 5 年 4 月 27 日付けでおりていた転用許可に伴う砂採取工事が悪天候等により期限内で終わらなかったことを受けて、再度許可を取り農地の埋戻工事を行うことを目的としています。

申請地は農地区分としましては、農用区域内農地に該当します。

農用区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が埋戻工事のために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

面積は令和 5 年 4 月に許可された時の 2 筆 2,007 m²をそのまま申請するもので特に問題はないものと思われます。

費用について融資により賄う予定であるとのことです。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

本案は原案通り承認することに決しました。

次に資料 19 ページの〇〇さんからの転用申請について

現地調査を行っておりますので、その報告を松留立美委員によりしくお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 6 月 17 日月曜日、転用に係る現地調査を私と杉木推進委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として〇〇さんが出席されました。

今回の申請は砂採取を目的としています。

申請地は農地区分としましては、農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用について融資により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 1 筆 3,129 m²になり、周囲の状況を見ても問題はないものと思われま

す。また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。ご審議の方よりしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松留立美委員

現況報告をした後で言えば、さっき櫻木委員が質問したことと一緒に、砂取業者が土地を購入しているわけよ。立崎さんが変わったときに、こういうことをしてくるんじゃないかという気はしていた。砂を取らせる人は、土地込みで購入しないと砂採取はさせないと言う事案がでてきている。というのは、砂を採取した後、借りてくれる人がいない。

さっきもあった通り 90 万円で売買という事例もある。

鶴丸委員

実際、新川西の砂をとった後の畑も荒れ地になってきています。

松留立美委員

こっちは、申請業務だけだから、ある程度みなさん頭に入れておいていただければ。何も違法ではないから。

議長

ありがとうございました。
質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。
本案は原案通り承認することに決しました。
次に資料 20 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査を行っています。
その報告を松留立美委員によりしくお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。
令和 6 年 6 月 17 日月曜日、転用に係る現地調査を私と杉木推進委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。
なお、関係者として、〇〇さん、〇〇さんが出席されました。
今回の申請は砂採取を目的としています。
申請地は農地区分としましては、農用区域内農地に該当します。
農用区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。
費用について融資により賄う予定であるとのことでした。
転用する面積は 4 筆 3,677 m²になります。
周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまます。
また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。
以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

委員

なし。
質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし

議長

異議なしと認めます。

原案通り承認することに決しました。

次に資料 21 ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査を行っておりますので、その報告を杉木委員によりしくお願いいたします。

杉木委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 6 月 17 日月曜日、転用に係る現地調査を私と松留立委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお、関係者として、〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

今回の申請は砂採取を目的としています。

なお、申請地には令和 6 年 2 月 15 日付けで〇〇さんに転用許可が下りていましたが、今回の申請により新たに砂採取の面積を拡大し計画の変更を図るものとなっています。

申請地は農地区分としましては、農用区域内農地に該当します。

農用区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が申請地から砂を採取するために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

費用について自己資金により賄う予定であるとのことです。

転用する面積は 6 筆 7,076 m²になります。

周囲の状況などを考えましても特に問題はないものと思われまます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

なし。

議長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第4議案第40号農地を第5号5条第1項の規定による農地転用許可申請について、原案通り承認することに決しました。

次に日程第5議案第41号の農地のあっせん委員の選任についてを議題といたします。

今回は売買を求める申し出が1件あります。本案につきましては事務局の説明を幹旋委員を選任したいと思います。どのような方法で選任したらいいでしょうか？

委員

事務局一任。

議長

事務局一任という声がありましたので、まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。資料21ページをお開きください。

申請地およびその周辺につきましては、資料22ページから24ページに記載されている通りとなっております。

面積は計5筆、3,685㎡となっております。

また、図面には、周辺農地の耕作者を記載されておりますので、集約を進めるためにも、隣接する農地の耕作者に優先的に進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので、農地のあっせん委員につきましては、桜木委員と松元委員を指名いたします。

委員長は桜木委員をお願いしたいと思います。

よって、日程第5議案第41号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

来月7月の現地調査を16日火曜日それから定例総会の予定を25日木曜日でお願いします。

申請締め切りを6月28日の金曜日までということで、やっていきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

以上で、本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして東串良町農業委員会令和6年第6回定例総会を閉会いたします。